

特定建築物の室内環境中のホルムアルデヒド測定について



特定建築物は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法)の規定により、空気環境中のホルムアルデヒドの測定を行う必要があります。ホルムアルデヒドは平成15年4月1日の建築物衛生法の改正で測定が追加され、同年10月7日の「健衛発第1007003号 ホルムアルデヒドの量の測定に関する留意事項の変更について」が通知されており、通知の内容も含めて建築物衛生法におけるホルムアルデヒドの測定法を紹介します。

[対象]

特定建築物:3,000平方メートル以上有する建築物及び専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものをいいます(例:百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、旅館など)。

[測定物質と測定方法]



測定物質	基準
ホルムアルデヒド	0.1 mg/m ³ 以下 (=0.08 ppm 以下)

測定箇所	各階ごとの任意の居室
測定位置	居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さ
採取時間	アクティブ法の場合は30分間、パッシブ法の場合は8時間以上(建築物の使用実態を考慮して測定時間を設定)
測定器	下記のいずれかを用います ① 2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器 ② 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器 ③ 厚生労働大臣が別に指定する測定器(詳細は厚生労働省のHP等でご確認下さい。)

[実施時期]

新築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを完了し、その使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間に1回

[基準値を超過した場合の対応について]

特定建築物維持管理権限者は空気調和設備又は機械換気設備を調整し、外気導入量を増加させるなど、室内空気中におけるホルムアルデヒドの量の低減策に努めるとともに、翌年の測定期間中に1回、再度、ホルムアルデヒドの測定を実施します。

詳しくは、当社 **研究開発部 佐藤(亮)、杉山(フリーダイヤル0120-01-2590 内線382、435)**まで、お気軽にお問い合わせください。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |